

令和8年 第1回定例会

2月16日（月）

令和8年第1回定例会会議録目次

1	会議録署名議員の指名	3
2	会期の決定	3
3	行政報告	3
4	議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について	5
5	議案第2号 多摩六都科学館組合事業評価委員会条例の一部を改正する条例	7
6	議案第3号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	11
7	議案第4号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	11
8	議案第5号 令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）	13
9	議案第6号 令和8年度多摩六都科学館組合の負担金について	16
10	議案第7号 令和8年度多摩六都科学館組合一般会計予算	16

令和8年第1回多摩六都科学館組合議会
定例会会議録

○期 日 令和8年2月16日(月)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(10名)

1番	伊藤 央 君	2番	岩本 誠 君
3番	白石 えつ子 君	4番	渡辺 英子 君
5番	穴見 れいな 君	6番	やつだ こうじ 君
7番	高橋 和義 君	8番	沢西 卓哉 君
9番	とみなが ゆうじ 君	10番	菅原 みほ 君

○出席説明員

管理者 池澤 隆史 君

事務局長 保谷 俊章 君

管理課長 豊田 和徳 君

管理課
主 査 小菊 繭 君

○議会職員出席者

書記 秋山 仁志 君

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 第5 議案第2号 多摩六都科学館組合事業評価委員会条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第3号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第4号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第5号 令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第6号 令和8年度多摩六都科学館組合の負担金について
- 第10 議案第7号 令和8年度多摩六都科学館組合一般会計予算

令和8年第1回多摩六都科学館組合議会定例会

令和8年2月16日（月）午前10時01分開会

○議長（伊藤 央君） それでは、定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回多摩六都科学館組合議会定例会を開会いたします。

○議長（伊藤 央君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、議長において、第7番 高橋和義議員及び第8番 沢西卓哉議員を指名いたします。

○議長（伊藤 央君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（伊藤 央君） 日程第3「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

令和7年第2回定例会から現在までの事務事業執行状況の主なものについて、御報告申し上げます。

最初に、科学館の利用状況につきまして御報告いたします。

令和7年4月から令和8年1月までの10か月間の利用者数でございますが、20万5,246人で、前年度と比較いたしますと、2万5,841人、率で14.4%の増となっております。

次に、昨年12月22日に実施いたしました例月現金出納検査について、御報告いたします。

例月現金出納検査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第4条の規定に基づき、令和7年9月から11月までの各月の現金出納状況について検査を行ったものでございます。その結果

につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告をいただいております。

次に、指定管理者の管理運営状況の報告でございます。

事業実施、施設設備管理、自主事業等において、引き続き利用者の皆様の安全・安心を第一に日頃の管理運営を行っているところでございます。

実施事業につきましては、令和7年12月2日から21日まで「たまろくとウィーク」を実施いたしました。期間中、入館料の半額割引や、日曜日には構成市の主要駅から無料シャトルバスを運行するほか、20日には構成5市と連携して「縄文時代の星空」の特別投影や、「清瀬市・東久留米市の歴史をふりかえろう！！」の特別講演をプラネタリウムドームで実施し、多くの圏域市民の皆様に御来館いただきました。

また、「たまろくとウィーク」の実施に合わせまして、同年11月11日から令和8年1月12日までミュージアムショップに特設コーナーを設けて、「たまろくと特産市」を実施いたしました。15社の圏域事業者の皆様に御協力いただき、構成5市の特色ある商品を販売し、圏域内外の方々に地域の魅力を発信したところでございます。

また、同年12月25日から令和8年1月12日まで冬の特別イベント「ロクト ロボットパーク」を開催し、圏域市民をはじめとする約1万5,000人の皆様に御来場いただきました。

そして、開館32周年を記念して、圏域市民の入館料が無料となる「市民感謝デー」につきましては、昨日でございますが、2月15日に西東京市民を対象として開催いたしました。来る3月1日には小平市民、清瀬市民を対象に、8日には東村山市民、東久留米市民を対象に開催いたします。

利用者の皆様の分散化を図るため、構成5市を3日に分けた形で実施し、構成市の主要駅から無料シャトルバスを運行いたします。この機会に、未利用の方をはじめ、多くの圏域市民の皆様に楽しみながら科学の面白さを体験していただけるよう、圏域の公共施設や西武線各駅などにポスターを掲示して、周知活動に取り組んでおります。

最後になりますが、令和7年度の利用者数は、緩やかではございますが回復傾向が継続している状況でございます。組合といたしましては、これからも指定管理者と協力いたしまして、圏域内外を問わず、多くの市民の皆様から愛される科学館に成長・発展することを目指してまいります。

組合議員の皆様には、引き続き多摩六都科学館に対しまして、御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤 央君） 以上で報告は終了いたしました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、行政報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

○議長（伊藤 央君） 日程第4「議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、東京都人事委員会勧告並びに西東京市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、西東京市に準拠して制定している多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年12月25日に専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） 議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、補足して御説明いたします。

本議案は、昨年の東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、東京都並びに西東京市の条例の一部改正と同様に、給料表等を改正するものでございます。

なお、組合が準拠しております西東京市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和7年12月16日に議決、同日に公布施行されることから、本条例につきましては同年12月25日に専決処分を行い、同日に公布施行したもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

資料2、議案第1号関係資料「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例新旧対照表」を御覧いただきたいと思います。

第24条第2項は、一般職に支給する期末手当の支給月数について、現行の100分の125月を100分の126.25月とし、年間で0.025月分を引き上げるものでございます。

同条第3項は、再任用職員に対する支給月数について、現行の100分の70月を100分の71.25月とし、年間で0.025月分を引き上げるものでございます。

第25条の4第2項第1号は、一般職に支給する勤勉手当の支給月数について、現行の100分の117.5月を100分の118.75月とし、年間で0.025月分を引き上げるものでございます。

第2号は、再任用職員に対する支給月数について、現行の100分の57.5月を100分の58.75月とし、年間で0.025月分を引き上げるものでございます。

次に、別表第1の給料表の改正につきましては、公民較差解消のため、人材確保の観点から若年層を重点的に引き上げ、管理・監督職についても職責に応じた処遇の強化による改定とし、平均改定率は3.4%となっております。また、初任給についても、多様で有為な人材確保のため、国の初任給の改定状況等を踏まえた引上げ改定をしたものでございます。

なお、別表第1の新旧対照表につきましては資料3でお示ししておりますので、後ほど御参照願います。

次に、附則でございます。附則第1項では施行期日等について定めており、本条例は公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は令和7年4月1日から、期末手当、勤勉手当に関する規定は、同年12月1日からそれぞれ適用するものでございます。

第2項、第3項は、令和7年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の特例措置について、それぞれ規定するものでございます。

第4項では、給料表等の改正に伴い、既に支給された給与については改正後の給与の内払いとみなすことを規定するものでございます。

なお、今回の改定に伴います組合全体の影響額といたしましては、年間で約120万円の増と見込んでおります。

議案第1号についての補足説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤 央君） これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（伊藤 央君） 日程第5「議案第2号 多摩六都科学館組合事業評価委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第2号「多摩六都科学館組合事業評価委員会条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年11月に多摩六都科学館組合事業評価委員会に諮問いたしました「「第3次基本計画」における事業評価のあり方について」に対し、令和8年1月に答申された趣旨を踏まえ、規定を整備する必要があるため、御提案申し上げます。

改正の内容といたしましては、事業評価委員会の組織を現行の「学識経験を有する者の委員5人以内」から「委員8人以内」とし、その内訳を「学識経験を有する者3人以内」及び「多摩六都科学館組合を構成する市の市民5人以内」と改めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） 議案第2号「多摩六都科学館組合事業評価委員会条例の一部を改正する条例」について、補足して御説明をいたします。

本議案は、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として設置しております多摩六都科学館組合事業評価委員会について、令和6年11月に同委員会に管理者より諮問いたしました「「第3次基本計画」における事業評価のあり方について」に対し、令和8年1月に答申された趣旨を踏まえ、規定の整備を行うものでございます。

お手元資料5「「第3次基本計画」における事業評価のあり方について（答申）」を御覧いただきたいと思っております。

答申書1ページをお願いいたします。「1 はじめに」に記載のあるとおり、令和6年度から運用開始となる「第3次基本計画」を策定するに当たり、令和5年度に同基本計画の策定と合わせて、「第2次基本計画」での評価制度の評価を行いました。その結果などを受け、

令和6年11月の令和6年度第2回事業評価委員会にて、管理者より「「第3次基本計画」における事業評価のあり方について」を諮問し、令和7年11月までの約1年間で計4回、同委員会で検討・討議いただきまして、令和8年1月に委員長より答申がされたところでございます。

次に、「2 答申の要旨」でございますが、記載のとおり5点となります。

- ・組織と個人が成長・発展できるように、使命や目標と各自の活動が連動する評価システムの構築をめざす。
- ・自己評価は、職員自身の学習効果と組織強化につながるような仕組みとして進める。
- ・外部評価は、事業評価委員会の構成を現行の学識経験者5名以内から、学識経験者3名及び市民5名の合計8名以内とする市民協働型の形態に変更する。
- ・中長期的な定性評価の観点から実施していた従来の市民モニター制度の運用方法を改め、現場の課題解決型のモニター制度の構築をめざす。
- ・長期的な定性評価の観点から、科学館利用者やジュニアボランティアなど継続的なユーザーへのインタビューなど質的データによる成果の見える化を検討する。

この要旨の3点目で御指摘がございました事業評価委員会の構成について改定するため、本条例を整備するものでございます。

なお、答申の要旨それぞれの内容につきましては、次の「3 「第3次基本計画」における事業評価のあり方について」におきまして記載されており、事業評価委員及び審議経過につきましては4ページ、5ページに記載がございますので、後ほど御参照ください。

次に、資料4、議案第2号関係資料「多摩六都科学館組合事業評価委員会条例新旧対照表」を御覧ください。

第3条の組織におきまして、定数を現行の5人以内を8人以内とし、第1号で学識経験を有する者の人数を5人以内から3人以内に改め、第2号で新たに多摩六都科学館組合を構成する市の市民の人数を5人以内と規定するものでございます。

最後に、附則でございます。附則第1項では本条例の施行期日を令和8年4月1日とし、附則第2項では準備行為を定めるものでございます。

議案第2号につきましてはの補足説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤 央君） これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

岩本誠議員。

○2番（岩本 誠君） 1点質問させていただきます。評価委員が5名から8名ということで、い

ろんな意見を聴けることは理解したんですけども、市民のほうからも聴くというのは大事だと思うんですが、今回、学識経験者を5名から3名に減らしてという話がありました。

この施策に対して想定されるデメリットとメリットがありましたら、お知らせください。

○議長（伊藤 央君） 管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問について答弁させていただきます。

今回の改正に当たりましてのメリット・デメリットというような御質問だったと思います。今回の改正に当たりましては、科学館の「第3次基本計画」を策定した上での最重要課題として持続可能な施設運営と財政基盤の整備ということが一つ大きな課題としてあります。

科学館は、皆様も御承知のとおり、設置から約30年経過して大分老朽化が進んでおります。これからいろいろと科学館の改修等に係る費用というものが多くかかってくるかと思えます。その中で、これから市民の方に御理解をいただきながら、科学館がこれから先も長く、将来の子どもたちにも楽しく科学に興味関心を持ってもらう施設としてあり続けたいというところがございます。

そういった中で、各構成市からより多くの市民の方に御参加いただきまして、広く市民の意見をいただきながら、科学館の事業活動について御理解をいただき、さらにまた、財政的な支援等が必要なときには、いろいろと御意見や御理解をいただきながら進めていけるというところが、一つメリットとしてございます。あと、デメリットでございますが、特に見当たらないというのが現時点での考えでございます。

○議長（伊藤 央君） 事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） 1点補足をさせていただきます。議員からは、学識経験者の人数が減るという観点からのデメリットという御指摘かと思えます。答申の4ページを御覧いただきますと、現在の学識経験5人の委員の名簿が出ております。そのうち、天文台の方ですとか、大学の教授、それからアーツカウンシル東京という公的機関の方も入っていただいておりますが、そのほかに、岩穴口委員、田原委員につきましては、地域で既に活動されている圏域の市民でございまして、こういった方々がこの圏域には大勢いらっしゃるというところでございます。

このお二人につきましては、現在は学識経験枠で入っておりますが、改正後は、市民枠のほうに入ってくださいまして、残り3市からそういった方々を募集したいと考えているところでございますので、そういった意味では、特に学識の人数が減るからというような視点でのデメリットはないと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 央君） 岩本議員。

○2番（岩本 誠君） あと残り3名の方の募集になるかと思うんですが、募集のスケジュール的な話と、選考基準はどのようにして選考されるのか、その2点を教えてください。

○議長（伊藤 央君） 管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） こちらにつきましては、答申書の3ページを御覧ください。3ページ、中段辺りの段落になります。「市民委員の選定に際しては、有効な評価をするためには、科学館にまったく関係のない人や興味関心のない人を選定するのは現実的でない。科学館に理解があり、かつ広い見地から助言、支援する人材が望ましい。市民委員の選定にあたっては、一般的に公募が採用されているが、施設の特性を踏まえて慎重に判断されることに留意されたい。」ということが答申としてございます。これを受けまして、科学館組合といたしましては、基本的には科学館組合のほうで決めていくようなことを考えております。

先ほども御説明があったように、これから「第3次基本計画」を推進していくに当たりましては、地域連携のこととか、あとは、文化施設への管理運営の御経験があったり、教育分野や情報発信の分野などにおいて御経験があったりする方が望ましいのではないかと考えておりますので、そういった観点を踏まえた上で、令和7年度の事業評価は今年の7月頃に実施を予定しておりますので、現時点ではどうにか年度末までには委員の選定を進めていければと考えております。

○議長（伊藤 央君） ほかに質疑はございませんか。とみなが議員。

○9番（とみながゆうじ君） ただいまの質疑の続きなんですけれども、市民委員のお二方については理解したんですが、残り3人の方は、そうしますと、公募という形ではなく、指名推薦みたいな形を考えられているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（伊藤 央君） 管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） 今、議員御指摘のとおり、指名推薦というような形で考えております。

○9番（とみながゆうじ君） 分かりました。確認が取れました。ありがとうございます。

○議長（伊藤 央君） 渡辺議員。

○4番（渡辺英子君） 指名推薦は、ある程度学識経験というか、地元での活動の様子ですか、様々な基準を持って選定されることと思うんですが、それをまずできれば明文化していただいたほうがいいのかなどは思います。

それと、5市に圏域がまたがっていますので、やっぱり地域的なバランスというところも

きちんと踏まえていただければなと思っております。意見にとどめますが、各市から1名というのが望ましいのではないかと申し上げておきます。

○議長（伊藤 央君） ご意見ということですね。ほか、質疑は大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号「多摩六都科学館組合事業評価委員会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤 央君） 日程第6「議案第3号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第7「議案第4号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第3号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第4号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を一括して御説明申し上げます。

本議案は、東京都及び西東京市の制度改正を踏まえ、職員の仕事と育児の両立支援の一層の推進を図ることにより、職員の休暇制度に新たに「子育て部分休暇」を設けることに伴い、規定を整備する必要があるため、御提案申し上げます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） 議案第3号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第4号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等

に関する条例の一部を改正する条例」について、補足して一括して御説明をいたします。

このたびの議案は、東京都及び西東京市の制度改正を踏まえ、職員の仕事と育児の両立支援の一層の推進を図るため、職員の休暇制度に新たに「子育て部分休暇」を設けることに伴い、関係する条例の規定を整備するものでございます。

お手元資料6、議案第3号関係資料「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表」を御覧ください。

1ページでございます。第11条は、職員の仕事と育児の両立支援の一層の推進を図るため、職員の休暇の種類として、新たに「子育て部分休暇」を追加するものでございます。

第15条の3は、「子育て部分休暇」に関する規定を新たに設けるものでございます。

同条第1項は、育児休業条例における「部分休業制度」が、取得期間を「小学校就学の始期に達する日まで」とし、未就学児までを養育する職員を対象としておりますが、「子育て部分休暇」では、小学校等に就学する子を養育する職員を対象として、1日の勤務時間の一部または全部について勤務しないことができる休暇とするものでございます。

同条第2項は、取得できる「子育て部分休暇」の時間について規定するもので、請求が認められる職員は、1日につき2時間を超えない範囲、または1の年度につき77時間30分を超えない範囲のいずれかの取得形態を選択できるものでございます。

同条第3項は、第15条で規定する「介護休暇」と同様に「子育て部分休暇」も無給扱いとするものでございます。

同条第4項は、「子育て部分休暇」の期間その他必要な事項は、規則で定めるものでございます。

第16条は、休暇の承認に「子育て部分休暇」を追加するものでございます。

最後に、附則でございます。附則第1項では本条例の施行期日を令和8年4月1日とし、附則第2項では経過措置を定めるものでございます。

続きまして、資料7、議案第4号関係資料「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表」を御覧ください。

第13条第2項は、「第1号部分休業の承認」の範囲について規定するもので、取得時間において「子育て部分休暇」の取得時間を減ずることとするものでございます。

附則でございます。本条例の施行期日を令和8年4月1日と定めるものでございます。

議案第3号、議案第4号についての補足説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤 央君） これより一括して質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤 央君） 日程第8「議案第5号 令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第5号「令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,055万6,000円と定めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） 議案第5号「令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、補足して御説明をいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、予算の総額をそれぞれ5億1,055万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、事項別明細書により御説明をいたします。

6、7ページをお願いいたします。歳入でございます。

第4款寄附金は、今年度に施設整備を用途とした寄附を受領したことから、5万円を増額いたします。

8、9ページをお願いいたします。歳出でございます。

第2款総務費は、5万円を増額いたします。

1項1目一般管理費、説明欄「2 一般管理事務費」の24節積立金は、歳入いたしました寄附金について施設整備基金に積み立てるため、5万円を増額するものでございます。

議案第5号についての補足説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤 央君） これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

沢西議員。

○8番（沢西卓哉君） 今回受領した5万円の寄附金の補正予算ということですが、私の認識が違っていたら恐縮なんです、基金への積立ての場合は決算で整理という考え方もあるのかなと思っております。その上で今回補正で対応された理由というか、考え方を教えていただければと思います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問について御答弁させていただきます。

まず、当組合では、財源確保の観点から令和6年度に関係規定を整備いたしまして、ホームページなどを通じて市民や企業などに対して寄附金受付の周知を積極的に行っているところでございます。

寄附金の受付に際しましては、寄附金の用途を事業運営支援と施設整備支援の2種類として寄附者が指定できるものとなっております。今年度の寄附金につきましては、施設整備を用途として受領したものでございまして、定例議会での補正予算に間に合う時期であると判断いたしまして、将来的な施設整備に充当するための財源として、施設整備基金に積み立て

るものでございます。

なお、先ほど議員からも御指摘ありましたように、決算でその後基金に積み立てるというような考え方もございますが、今回は、定例議会で補正予算として御提案できる時期に間に合うということで、この時期に補正予算として御提案させていただいております。

○議長（伊藤 央君） 沢西議員。

○8番（沢西卓哉君） ありがとうございます。あと1点確認なんですけれども、基金条例において、積立ては予算の範囲内とされていると思うんですけれども、今回、その規定に基づいて補正計上したという理解でよろしいか、伺います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） 議員御指摘のとおり、そのような形で今回補正対応をさせていただいております。

○議長（伊藤 央君） そのほか質疑ございませんか。やつだ議員。

○6番（やつだこうじ君） 施設整備に5万円の寄附ということでありましたけれども、寄附者の方からこういうことに使ってほしいとか、そういった思いの的なものはあつたりしたんでしょうか。それをお聞かせください。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

寄附者の方からは、具体的な施設整備の用途については特に明記はございませんでした。また、受け取ったときにもそのような御要望はございませんでした。

○議長（伊藤 央君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号「令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤 央君） 日程第9「議案第6号 令和8年度多摩六都科学館組合の負担金について」、日程第10「議案第7号 令和8年度多摩六都科学館組合一般会計予算」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第6号及び議案第7号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第6号「令和8年度多摩六都科学館組合の負担金について」は、令和8年度の負担金につきまして、多摩六都科学館組規約第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

令和8年度の負担金の総額は、4億1,800万円とするものでございます。

議案第7号「令和8年度多摩六都科学館組合一般会計予算」は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,170万1,000円と定めるものでございます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を2,000万円と定めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） 議案第6号「令和8年度多摩六都科学館組合の負担金について」及び議案第7号「令和8年度多摩六都科学館組合一般会計予算」について、一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第6号「令和8年度多摩六都科学館組合の負担金について」を御説明いたします。

令和8年度の負担金総額は4億1,800万円で、前年度と同額となっております。各市の負担額は議案書に記載のとおりで、こちらも前年度と同額となっております。詳しくは、資料8「令和8年度多摩六都科学館組合構成市負担金（案）」を御参照いただければと思います。

続きまして、議案第7号「令和8年度多摩六都科学館組合一般会計予算」につきまして、御説明いたします。

令和8年度一般会計予算書を御覧いただきたいと思います。前年度からの変更点を中心に、主なものについて御説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,170万1,000円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金につきましては、最高額を2,000万円と定めるものでございます。

次に、主な内容について事項別明細書により御説明いたします。

5 ページをお願いいたします。総括でございますが、歳入歳出ともに前年度と比較して2,190万6,000円、率にして4.4%の減となる4億7,170万1,000円とするものでございます。

6、7 ページをお願いいたします。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、前年度と同額の4億1,800万円で、各市の負担額は説明欄に記載されたとおりでございます。

第2款使用料及び手数料は225万2,000円で、前年度比9,000円、率にして0.4%の増となっております。主な増額の理由といたしましては、プラネタリウムコンサートの開催予定回数の増加に伴うプラネタリウム使用料の増でございます。

第3款財産収入は13万9,000円で、前年度比11万6,000円、504.3%の増となっております。増額の理由でございますが、基金運用に係る利子につきまして、金融機関の預金金利の引上げや、財源確保の観点から運用資金を増額したことによるものでございます。

8、9 ページをお願いいたします。第4款寄附金は2,000円で、前年度比1,000円、100.0%の増となっております。寄附金につきましては、従来、当組合への寄附実績が少なかったことから、一般寄附金と指定寄附金を区分せずに同一の目にて科目存置しておりましたが、近年の実績を踏まえ、令和8年度より一般寄附金と指定寄附金を区分して科目存置しております。

第5款繰入金は4,824万2,000円で、前年度比2,207万3,000円、31.4%の減となっております。

1項1目財政調整基金繰入金は884万円で、前年度比310万3,000円、26.0%の減、2目施設整備基金繰入金は3,940万2,000円で、前年度比1,897万円、32.5%の減となっております。

第6款繰越金は、前年度と同額の300万円となっております。

続きまして、歳出でございます。10、11ページをお願いいたします。

第1款議会費は151万1,000円で、前年度比6万9,000円、4.4%の減となっております。

第2款総務費は1億4,416万1,000円で、前年度比2,102万6,000円、12.7%の減となってお

ります。

1 項 1 目一般管理費の説明欄「1 特別職及び職員人件費」は4,905万8,000円で、前年度比209万1,000円の増となっております。

1 節報酬は275万6,000円で、前年度比16万8,000円の増となっております。主な増額の理由でございますが、議案第 2 号で御説明をいたしました、事業評価委員会の委員の人数を現行の 5 人以内から 8 人以内に増員したことなどによるものでございます。

12、13ページをお願いいたします。説明欄「2 一般管理事務費」の 7 節報償費は 2 万 4,000円で、皆増となっております。今般の物価高騰や賃金の上昇などの影響により、科学館運営経費が増加していることなどを踏まえ、今後も安定的な施設運営が図れるよう利用料金の見直しを検討するため、利用料金検討委員会の開催を予定しております。要綱により、委員会の組織を構成市職員 5 名以内及び市民・利用者代表 3 名以内と定めており、市民・利用者代表 3 名分の報償費を計上したものでございます。

10節需用費は599万1,000円で、前年度比64万6,000円の増でございます。主な内容でございますが、施設の老朽化などにより緊急対応が必要となる施設設備等補修などがございます。

11節役務費は116万3,000円で、前年度比 5 万5,000円の増となっております。主な増額の理由でございますが、支払事務におきまして、従来の紙の依頼書による指定金融機関での振込の取扱いが令和 8 年 3 月 30 日で終了するため、4 月 1 日からはインターネットバンキングを利用した振込に移行することに伴う手数料の増などがございます。

12節委託料は963万円で、前年度比1,026万2,000円の減となっております。主な内容でございますが、経常的な委託業務のほか、14、15ページをお願いいたします、休憩室屋根防水改修実施設計業務462万円を計上しております。これは、令和 7 年度の長期保全計画策定業務において実施いたしました劣化状況調査の結果、早期改修が推奨されたため、当該改修に向けた実施設計をしております。

13節使用料及び賃借料は1,783万4,000円で、前年度比48万4,000円の増となっております。主な増額の理由でございますが、現行の再リース中の事務用パソコンの新規入替えやインターネットバンキングの利用に伴う経費のほか、2年に1度の行政視察の実施に伴うバス借上げなどによるものでございます。

14節工事請負費は985万円で、前年度比1,846万6,000円の減となっております。主な減額の理由でございますが、令和 6 年度に債務負担行為を設定して実施をいたしました大型空調設備部分更新工事が完了したことなどによるものでございます。

17節備品購入費は335万2,000円で、皆増となっております。組合の公用車でございます軽自動車1台が取得から約25年経過することから、西東京市が掲げる「ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を踏まえ、軽の電気自動車に買い換えるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は120万5,000円で、前年度比93万9,000円の増となっております。主な増額の理由でございますが、東京都市町村職員退職手当組合負担金の一般職普通負担金率が現行の1000分の5から1000分の57に見直されたことによるものでございます。

24節積立金は4,570万2,000円で、各基金への積立金でございます。

2項監査委員費につきましては、前年度と同額の29万6,000円となっております。

16、17ページをお願いいたします。第3款事業費は2億9,347万円で、前年度比81万1,000円、0.3%の減となっております。

1項1目運営事業費の説明欄「1 運営事業費」、10節需用費は88万3,000円で、プラネタリウム機器の部品交換などの修繕に係る経費を計上しております。

12節委託料は、前年度と同額の2億7,729万6,000円で、指定管理者業務でございます。

13節使用料及び賃借料は1,529万1,000円で、「たまるくとウィーク」及び「圏域市民感謝デー」に係るバス借上げのほか、各種機器リースに係る経費を計上しております。

第4款公債費は、前年度と同額の3,155万9,000円で、主に東京都区市町村振興基金の償還元利金でございます。

18ページから27ページにつきましては給与費明細書、28、29ページは債務負担行為調書と組合債現在高調書、30、31ページは歳出予算節別金額一覧表となっておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

議案第6号及び議案第7号についての補足説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤 央君） これより一括して質疑に入ります。質疑はございませんか。

高橋議員。

○7番（高橋和義君） それでは、私からは大きく3点伺いたいと思います。

まず1点目は、負担金なんですけれども、今後、大規模補修ですとか、空調の更新ですとかを様々控えていると思うんですが、それを踏まえて、今後、負担金の影響があるのかというところの見解を伺えればと思います。

2点目が、これは市民からの要望も含めてなんですけど、現在の科学館の現状の入館料の支払い方法についてお聞きしたいと思います。

3点目が、これも市民要望から伺いたいんですが、館内のトイレなんですが、洋式化について現状が分かればお伺いしたいと思います。

以上、3点です。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの高橋議員の御質問について御答弁させていただきます。

まず1点目、負担金の件について、大規模補修をこれから行っていく中で、負担金への影響というような御質問だったかと思います。こちらにつきましては、これから大規模修繕を行っていくとなると、かなりの費用がかかってくるということがございます。この科学館自体が、公費負担分と、あとは受益者負担分ということで、利用料金という形で利用者の皆様に御負担いただいた上で、科学館の運営が成り立っているというところがございます。

これからそのような財源をどのように確保していくかということにつきましては、長期保全計画の策定がある程度今年度中にまとまる予定でございます。その金額を踏まえた上で、公費負担分と受益者負担分をどのような割合で考えていくかということなどを、構成市とも協議をしながら進めていきたいと思っております。

2点目の科学館の支払い方法についてでございます。この科学館は、当初は現金での納入のみという形でしたが、コロナをきっかけに非接触型の決済システムを導入しております。クレジットカードや交通系ICカード、あと、今はQRコード決済システムというものもございます。

今、ミュージアムショップにつきましては、クレジットカード、交通系IC、QRコードのシステムが使えるということですが、入館料や観覧料を納入していただくに当たりましては、クレジットカードと交通系ICカードは使えるんですが、QRコードのほうはまだ使えないという状況です。こちらにつきましては、手数料がほかのシステムサービスに比べますと少し割高ということもございますので、ただいま導入については見送っているというような状況でございます。

3点目です。トイレの洋式化のことについてです。こちらは、私どもも、日頃より利用者の皆様からアンケートを取っている状況であります。また、ご意見箱などを通じて洋式化のことについては御意見を既にいただいていることは認識しております。長期保全計画の中でもトイレの改修というものが、30年前の設備という報告があがっておりますので、そういったことも併せてこれから設備の改修等も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤 央君） 高橋議員。

○7番（高橋和義君） ありがとうございます。負担金については長期保全計画にこれから出てくるところで、また今後、そういったテーブルがあるのかなというふうな想定で理解をいたしました。影響ということが大きくあるのかなと思うんですが、そういったところも情報提供をいただきながら、非常に予算の大幅を占めているので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、2点目については、支払い状況は分かりました。具体的に言うと、キャッシュレス決済をやってほしいということだったんですが、もう一つ踏み込んで再質問したいのは、入館料などについての適正価格も、恐らく入館当時のままだなど思うんですが、適正化委員会みたいなものを立ち上げて、そのとき決められたのかということと、今後、そういった適正価格についての変更など、今後、スケジュール等があれば伺いたいと思ひています。

3点目が、トイレの洋式化についてなんですが、これも具体的には和式トイレを洋式にしてほしいという。これはここだけの話ではなくて、世の中の流れというところで、費用もかかるんですが、前向きに検討していただひいて、話によると、先週の土日とか、本当に1日に2,000人を超えて入館者があつたということも聞いておりますので、その人数がこの館内で動き出すということを見ると、トイレであつたりとか、様々な施設面を考えてもいいのかなというようなことは意見として申し上げておきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、2点ほど再質問をお願いします。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの高橋議員の再質問について御答弁させていただきます。

利用料金の件について、適正化委員会などで決めているのかというようなことでございますが、こちらは、先ほど議員からも御指摘がありましたとおり、開館当初からの価格で入館料と観覧料は運用している状況です。それで、消費税率が8%の引上げ時に引上げ分を転嫁しなかつたということで、消費税率が8%から10%になるときに、その分を転嫁させていただひているという経緯がございます。

それで、開館当初におきましては、多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例の中で、入館料と観覧料の価格の規定もございました。委員会を通じてというのは、今、資料等がなくて大変恐縮なんですが、そちらのほうは条例でもって決めているという状況でございます。

それと、これから委員会でそういうようなことを決めていくかどうか、あと、スケジュールのことについてでございますが、今回も当初予算で御提案させていただひておりますが、

利用料金の検討委員会というものを令和8年度から開催する予定でございます。

これは、科学館の件費の上昇や物価の高騰などによりまして、科学館の運営費、支出をかなり圧迫しているということがございますので、より安定的な運営体制に持っていきけるような形でまずは利用料金の検討を進めさせていただくということで考えております。令和8年度から始めまして、いろいろと議論が出てくるかと思っておりますので、1年ぐらい議論した上で決めていきたいと考えております。

○議長（伊藤 央君） 高橋議員。

○7番（高橋和義君） 最後に意見だけ申し上げておきたいと思っております。適正化については令和8年度以降にやっていくということなので、その中でぜひ検討していただきたいのが、圏域内、構成市と圏域外の入館の人数というのが、以前頂いた資料の中では、たしか35%が圏域、65%が圏域外だったと思うんですね。そういったときに、圏域と圏域外を料金体系で差別化するというか、そこも一つの考え方として持っていただきたいなと思っております。例えば、逆だったらまたこういう話はないのかなと思うんですが、とにかく負担金を負担している市がどれだけメリットがあるのかというところを視点に考えていただきたいというのを意見として述べて、終わりたいと思っております。

○議長（伊藤 央君） 沢西議員。

○8番（沢西卓哉君） 負担金について1点だけ伺いたします。資料8を見ますと、人口割が令和2年国勢調査に基づく案分率ということで、5年に1回を積算根拠としているのかなと思うんですけれども、こちらについて過去、5市というか、6市に取決めがあったのかどうかだけ伺います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの沢西議員の御質問についてお答えさせていただきます。

当時、人口割についての取決めがあったのかというような御質問だったかと思いますが、当組合が設置されました当時の平成2年6月開催の組合議会にて、負担金の負担割合につきましては、直近の昭和60年の国勢調査における各市の人口を基に人口割を算出して、議会に御提案して負担金の御承認をいただいているというような状況でございます。

その後も、負担金の人口割につきましては、国勢調査の結果による確定数値を積算根拠に5年間は動かさずにいくという考え方で、組合議会にも御理解をいただいているような状況でございます。

○議長（伊藤 央君） ほかに質疑ございませんか。穴見れいな議員。

○5番（穴見れいな君） 2点質問させてください。

13ページのところの委託料なんですけれども、統一的な基準に基づく財務書類作成支援業務は、どこに対しての統一的な基準なのか教えていただきたいのと、あと、その2つ下の顧問産業医業務。産業医の業務の範囲を教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） 穴見議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目、委託料のうち、統一的な基準に基づく財務書類作成支援業務の統一的な基準というのはどこに対してかということなんですが、こちらは総務省のほうで定めておまして、全国47都道府県、また、1,800ぐらい市町村もあるかと記憶しておりますが、各自治体が財務書類を作成するに当たりまして、統一的な基準を国のほうで定めまして、それでもって今、各市町村が財務4表等を作成しているという状況になります。

もう1つ、顧問産業医業務の範囲についてということですが、基本的には当組合につきましては、もともと法令上産業医を特に置く必要がなかったのですが、令和3年度に組合職員が病気休職されたことがございます。休職処分を行うに当たりましては、条例上、必要とされる医師2名の診断による規定に適合するように、それ以来、顧問産業医という形で委託業務にて対応しているということです。

今現在は、職員の方の心身の故障の早期発見や健康管理などを、面談などを通じて行い、職場環境がなるべく悪化しないよう予防に取り組んでいる状況でございます。

○議長（伊藤 央君） 穴見議員。

○5番（穴見れいな君） 財務書類作成支援業務が必要ということは、そこに対しての会計ソフトの直結ということは難しいわけなんですよね。今使っている会計ソフトで対応するようなレベルのものではなく、本当にハードルが高いものだから外部委託をしているんだという理解でよろしいのかということと、あと、休職した方が出たというお話だったんですけども、よく自治体では、休職した後に戻って復職する際に、リカバリーのプログラムまで使えるというようなこともやっているところがあるんですけども、多摩六都科学館組合のほうはどのような復職体制を整えているのか教えていただけますか。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） まず、1点目でございます。既存の会計システムソフトを使ってできないので、こういうような形でやっているのかというような御質問だと思うんですが、こちらにつきましては、もともと単式簿記でやっていたものを複式簿記にて財務4表等を作

成することになります。これには仕訳という作業が必要になりまして、これが既存のソフトではできないというところがございます。

あとは、非常に少ない職員体制ということがございますので、日々の仕訳作業と、また、そこには専門的な知識も必要になってきます。そういったことなどもございますので、現在、財務4表等を作成するに当たりましては、外部に委託をさせていただいているという状況でございます。

もう1点、当組合での休職者が復職した際のリカバリーということでございますが、なかなか事例が少ないということもございまして、まだ十分に整っていない状況でございます。この点については現在組織の課題として考えておりまして、今後整備する形で検討している状況でございます。

○議長（伊藤 央君） 穴見議員。

○5番（穴見れいな君） ありがとうございます。今も単式簿記で続けていらっしゃるという解釈でよいのかというのを教えていただきたいのと、今後、負担金の増額の話が出てきたり、料金改定の話が出てくる中で、いろいろな計画と組み合わせで会計というのは進んでいくと思うんですけども、それでも単式簿記で耐え得るのかちょっと不安になってしまったので、そこをお答えいただきたいのと、これは要望ですけども、休職者に対してのリカバリーのプログラムという範囲もしっかりと計画を立てていただければと思います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの穴見議員の御質問についてお答えさせていただきます。

現在使っている会計システムについては、単式簿記という形になっております。いずれは複式簿記でもできるようなシステムに統合することは、財務4表等を作成してから、組織の課題として考えているところがございます。それには費用もかなりかかることとなりますので、その点も踏まえた上で考えていきたいと思っております。

○議長（伊藤 央君） 岩本議員。

○2番（岩本 誠君） 3点お伺いしたいんですけども、1点目、ちょっと見方がよく分からないので、今回、20万5,000人程度の入場者数がおられたということで、料金収入の話がどうもこの財務諸表でよく分からないので、どこに含まれているのかだけ、1点。

それともう1つ、EV化の話が出ていました。軽自動車1台。現状、自動車1台なのか。それと、EVだと多分充電関係の施設の整備も必要かと思うので、そこはどこに入っているのかというのが2点目です。

3点目、ちょっと気になるのが、やはり寄附金の項目がある割には額がこういう状況になっているというところで、何か問題点等があるのかどうか、課題があるのか教えてください。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目、利用料金の金額について、予算書上どこに載っているかというような御質問だったかと思います。この施設につきましては、利用料金制度を取っているということがございまして、これは全て指定管理者の収入になります。組合の使用料という形では収入されないということがございますので、利用料金収入については、組合の予算書には反映されないということになります。御理解のほどよろしく願いいたします。

それと、2点目でEVの関係です。まず台数といたしましては、軽自動車を1台ということになります。それと、軽自動車を購入するに当たりまして、充電設備が必要になります。こちらの予算はどちらに計上されているかということでございますが、予算書の15ページを御覧いただければと思います。14節に工事請負費で施設維持補修工事ということで、985万円計上させていただいております。EVの充電設備の設置工事につきましては、985万円のうち約50万円を予算措置させていただいているという状況でございます。

3点目でございます。寄附金の課題についてということだと思っておりますが、組合としても、チラシやホームページなどで法人や団体、個人の方に周知をしているところでございますが、なかなか寄附となりますと見込みが立ちにくいというところが正直でございます。そういったことによりまして、令和8年度は科目存置という形で予算措置をさせていただいている状況でございます。

○議長（伊藤 央君） 岩本議員。

○2番（岩本 誠君） 説明ありがとうございます。まず、入場料収入の件は理解したんですけども、これはたしか基準があったかと思うんです。何名を超えれば戻ってくるのかな。当然20万人が今回来ていますので、来年度も20万人を想定したところの収入見込みというのがここに出てきてもいいのかなと思うんですけども、そこがない理由を教えてください。1点。

EVについては理解をしたんですけども、実は今日、車を入れましたら、後ろにソケットみたいなのが1つ駐車場にあったので、それは利用されるのかしないのか。そういった現状の設備と今回の増設工事との関係を教えてください。

それと、寄附金はやはり課題が多いかなと思うんですけども、個人で寄附する場合も、

何らかの見返りがあるほうが個人は当然いい。例えばトイレトラックで言うと、西東京市もやられていると思うんですけども、後ろに寄附された方の氏名を表示するとかといった仕組みがあります。返礼品を返すだけではなしに、個人向けも氏名を掲示するといった方法等もあるかと思えます。

それともう1つ、企業向けに対しての、例えば西武鉄道のブースが出たり、シチズンのブースが今年度あったんですけども、そういう物品の提供みたいな寄附、レンタルみたいな協力はあるのでしょうかけれども、そのときに協賛金というか、寄附金というような形でアプローチしたほうがいいかなと思うんですけども、そのときの団体としての考え方。この項目を設けている限り、積極的にやられたほうがいいかと思えます。

ちょっと複雑になりましたけれども、以上です。教えてください。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。ある程度利用料金の収入見込みを予算書上に掲載してもよいのではないかというような御質問だったかと思えます。こちらにつきましては、指定管理者の指定管理料を算出するに当たりましては、全体の運営経費から利用料金収入の見込額を引いた残りが、指定管理料という形で算出されるようになっております。

指定管理料におきましては、予算書の17ページのところに、委託料、指定管理者業務ということで2億7,700万円程度計上させていただいております。全体の管理運営経費の見込額から指定管理料を引いた額が利用料金収入ということになりまして、利用料金収入の掲載につきましては、指定管理者の収入であるため、予算書の作りの中においてなかなか難しいところがございますので、掲載していないところでございます。

2点目の電気自動車、EVの設置で、充電設備が既にあるというような御指摘であったかと思えます。こちらにつきましては、今の指定管理者が指定管理者となったとき、約12年前になります。そのときにEV車を購入し、充電設備も設置しているという状況でございます。

基本的に当該設備の法定耐用年数は約6年ということになっており、設置から2倍ぐらいの期間を経過している状況でございます。そういったことも踏まえ、新たに設備を設置いたしまして、こちらのほうでも充電等をしていくということで考えております。

最後、寄附金のことについてでございます。氏名などを掲載したりするのも一つ手ではないかというようなことではございましたが、現在、科学館でも寄附者の方につきましては、寄

附を頂いたときに科学館のホームページにお名前を掲載していかどうかということをお伺いしております。寄附者の御判断ということになります。寄附者の方から掲載を承諾いただければ、掲載する形で対応しております。

また、科学館の寄附等を通じた運営資金につきましては、指定管理者のほうでも科学館サポーターという制度を導入しております。こちらは法人・団体、あとは個人に向けて、科学館の活動に賛同していただいた方にサポーターという形で、法人・団体ですと年額1口11万円、個人の方ですと1口5,000円で運営費の寄附等を募っているというような状況でございます。

このサポーター制度の中で、指定管理者のほうも、個人の方などにつきましてはホームページで氏名等を掲載しているということになります。また、法人・団体の方については、プラネタリウムドームの番組開始前や、あとは、本日お配りしております「ロクトニュース」の一番下のところにサポーターの団体名を掲載させていただいているところでございます。

大変長くなりましたが、以上になります。

○議長（伊藤 央君） ほかにございますか。菅原議員。

○10番（菅原みほ君） 1点だけお伺いいたします。多摩六都科学館が30年経過しているということで、やはり老朽化であったり、維持管理のコストであったり、物価高騰だったり、エネルギーコストの対応ということで費用がかさんでいくということ、積立ても必要になっていくということは重々理解しているのですけれども、そして、これまでの様々な御答弁の中で、これから利用料金の改定を1年ぐらいかけてやっていくんだということ。

この施設自体がある意味5市の負担金で運営している中で、今後の長期的な視点でいくと、先ほど寄附金の話のときにも企業との協賛というようにお話もありましたが、例えばネーミングライツですとか、企業の協賛ですとか、構成5市の負担金以外で自主財源の確保というものをどのように戦略的に考えられているのか。現時点で何か考えられていることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

財源確保の戦略的なものがあるのかというような御質問だったかと思いますが、今現在はとにかく実現可能性が高いものからやっていくというのが、新たな財源確保策として行っているところでございます。

1つは、先ほど補足説明の中でもさせていただいておりますが、ここで金融機関の金利が

上がってきたということで、そういったところで保有資金を運用するというところなども行っているところがございます。

それで、新たな財源確保策としては、議員からの御指摘のように、ネーミングライツというのも一つの方策だというふうには考えております。ただ、こちらにつきましては、令和6年度に準備を進めていたところではございましたが、科学館に一番近い所で御支援をいただいている市民としてボランティア会があるのですが、そちらのほうにお話をしたところ、反対意見をいただいております。そういった経緯がありまして、ネーミングライツについては現在再検討しているという状況でございます。

開館してから約30年たっているということで、ありがたいことに本当に科学館が地域に根差した科学館となり、また、各世代にわたって科学館のことを認知、理解していただく方も増えてきたというところがありまして、科学館の六都の名前が変わってしまうのはイメージダウンになることや、企業博物館になってしまったと誤解して来なくなる可能性があるというような懸念の御意見などもいただいて、なかなか進んでいないというところがございます。そういった状況ではございますが、新たな財源確保策についてはいろいろとこれからも検討していきたいと考えております。

○議長（伊藤 央君） 菅原議員。

○10番（菅原みほ君） 分かりました。ありがとうございます。意見で終わりますけれども、愛着があるからということで承知はいたしました。しかし、ここがなくなってしまうのは意味がないので、ある一定の長期的な戦略として、負担金以外の財源確保というものは積極的に考えていくべきであると意見だけ申し上げて、これで終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤 央君） とみなが議員。

○9番（とみながゆうじ君） 指定管理者の委託料についてお尋ねしたいんですけども、先ほど質疑を通じまして、利用料は直接指定管理者のほうに行っているということで、それでプラスアルファ、当組合のほうから2億7,700万円程度お支払いしているという現状があります。

それで、一番最後にある債務負担行為調書を拝見しますと、令和7年度と令和8年度は同額で、令和9年度から11年度も、3か年を3で割りますとやはり同額で設定がされています。地方自治体は今、指定管理の委託料も含めて委託料が契約の更新ごとに高騰しているという事例が見られておりまして、利用料金の値上げをこれから検討されるということで、それは全部指定管理者のほうに行く形になると思うんですけども、それで指定管理者のほうには

委託料を上げないで、ちょっと頑張ってもらおうという考え方でいいのかどうか。物価が上がっている現状で、収入と委託料のバランスというのはどういうふうに考えていけばいいかというのを一つ教えていただきたい。

あと、利用料を増やしたとしても、当組合のほうには直接歳入として上がってこないのに、指定管理以外の経費についてもいろいろと値上がりがしていると思うんですけども、その辺についてはどういうふうな感じで手当てをされていく予定なのか。ちょっと漠然とした質問で恐縮なんですけれども、方向性を教えていただければと思うんです。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目です。利用料金と委託料の関係ということで、実際に今、物価高騰や賃金の上昇によりまして、かなり指定管理者のほうも歳出が膨らんでいるというのは、私たちも認識しているところでございます。来年度から取りかかります利用料金の検討につきましては、指定管理者の収支がかなり厳しい状況になっているというのもございます。

収支をある程度改善するには、利用料金収入を上げていくということがございますが、やはりこれには限界があるということで、その点も私たちは認識しているところでございまして、そういった状況も踏まえた上で来年度は利用料金の検討を進めていくというところでございます。

それと、もう1点ですが、値上げをして利用料金が上がったとしても、組合のほうにはまず直接的には入ってこない、収入増の恩恵がないというところがございます。先ほど別の議員からも御指摘がありましたように、利用料金の還元金という制度を今、科学館では指定管理者との協定で取り入れているというところがございます。

利用料金の還元金については、現在、基準額を9,000万円、還元率を35%ということで取決めをしておりますが、その点なども踏まえまして、利用料金を上げたことによる収入増が組合のほうにも還元するような仕組みを一つの選択肢として考えております。

○議長（伊藤 央君） とみなが議員。

○9番（とみながゆうじ君） ありがとうございます。よく分かりました。それで、還元金というのは、どういう形で決算に反映してくるのでしょうか。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） 還元金につきましては、当組合の歳入の第7款諸収入、第2項の雑入で収入することになります。ただし、当初予算の段階におきましては、まだ指定管理者

の決算が確定していないということもございまして、見込みで載せるということも一つ方策としてはあるかと思いますが、今御説明したように指定管理者の決算が確定していないということで当初予算には計上せず、指定管理者の決算が確定した後に次年度の補正予算として計上させていただいております。

○9番（とみながゆうじ君） よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（伊藤 央君） ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号「令和8年度多摩六都科学館組合の負担金について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号「令和8年度多摩六都科学館組合一般会計予算」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者より発言の申出がございますので、これを許可いたします。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、お礼の御挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は、組合議員の皆様には大変御多用の中、科学館組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。また、議案を御審議いただき、御決定をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

今月でございますが、毎日のように放映をされておりますけれども、イタリアでミラノ・

コロナ冬季オリンピックが開催されております。大会早々から金メダルを獲得するなど、インタビューなどを聞きますと、幼少期の頃からそのスポーツに取り組んでいたというお話も聞きまして、やはり子どもの頃からスポーツに打ち込んでいる多くの日本人選手の活躍で日本中が大いに盛り上がっている、そのようなオリンピックであると感じたところでございます。

この多摩六都科学館におきましても、学校での校外学習などをきっかけといたしまして、科学に興味・関心を持ち、リピーターとして来館されている子どもたちがいらっしゃいます。引き続き、科学館といたしましては、子どもから大人までの幅広い世代の皆様にも科学に興味・関心を持っていただけるような科学館を目指してまいりたいと考えております。

これまでの間、多摩六都圏域の拠点的生涯学習施設として、多くの圏域市民の皆様にも親しまれ、御利用いただくことができたのも、日頃より議員の皆様方の御理解、御協力によるものであり、改めて感謝申し上げます。

引き続き指定管理者と協力いたしまして、これからも圏域内外問わず、多くの市民の皆様から愛される科学館に成長・発展することを目指してまいりますので、議員の皆様方には引き続き御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（伊藤 央君） これをもちまして、令和8年第1回多摩六都科学館組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 伊藤 央

多摩六都科学館組合議会議員 高橋 和義

多摩六都科学館組合議会議員 沢西 卓哉

多摩六都科学館
組合議会会議録

令和8年3月発行

編集兼
発行者

多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982